

指示事項

I. 官公需を含む価格転嫁・取引適正化

- 中東情勢の影響により原材料価格が上昇している。3月末に発出した価格転嫁の要請の趣旨等も踏まえ、中東情勢の影響について、関係省庁において、「取引Gメン」、「優越Gメン」、「建設Gメン」、「トラック・物流Gメン」、「フードGメン」による1,000人体制で、中東情勢の影響を重点調査し、価格転嫁の徹底を図ること。

(官公需の取組について)

- 各府省庁においては、官公需について、民間に範を示せるよう、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」の達成に向けた取組を進めること。特に、地方支分部局、独立行政法人、国立大学法人、地方自治体など、隅々まで徹底されるよう、大臣・副大臣・政務官が先頭に立ち、関係機関に自ら働きかけるなど、取り組むこと。
- 官公需の取引状況の実態把握を強化する。今年度から調査対象を全ての地方公共団体まで拡大した新たな調査を開始する。総務省においては、調査が円滑に実施されるよう協力すること。また、各府省庁においても、契約先リストの提供等に協力すること。
- 引き続き、各省庁の政務・幹部が地方自治体の首長・幹部と面会等する機会を捉え、官公需における価格転嫁・取引適正化を要請すること。

(価格転嫁・取引適正化の取組の後押しについて)

- 中小企業庁から説明のあった「価格転嫁・取引適正化を阻害する商慣習」について、各業所管省庁においては、業界団体への通知から一歩踏み込んで、商慣習を是正するための業界団体の主体的な点検や具体的な取組方針の策定など、具体的なアクションにつながるようフォローアップをすること。その内容については、次回以降のワーキンググループで報告を求める。

- 中小企業の賃上げは今がまさに重要な局面である。各業所管省庁においては、価格転嫁・取引適正化の推進について、大臣、副大臣、政務官が業界団体に自ら対応を要請するなど、ハイレベルでの機運醸成に取り組むこと。
- 自主行動計画への法改正内容の反映が済んでいない業界団体を所管する省庁においては、業界団体ともコミュニケーションを取り、改定版の公表に向けた作業を速やかに進めること。

Ⅱ. 取引適正化に関連する法律等の周知について

- 公正取引委員会においては、独占禁止法の優越ガイドラインや告示の策定等を着実に進め、その内容を周知すること。
- また、取適法・振興法についても、公正取引委員会・中小企業庁が中心となり、総務省とも連携して、地方も含めた全国での周知を引き続き徹底すること。また、各事業所管省庁とも連携して、厳正な執行を行っていくこと。

Ⅲ. 中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略

- 各府省庁においては、中小企業の賃上げ環境整備のための施策について、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の『稼ぐ力』強化戦略（案）」の施策を含め、この夏に策定する日本成長戦略、骨太の方針に位置づけ、中小企業の「稼ぐ力」の強化に向けた取組を力強く進めること。

以上